

北欧型二元的所得税は公平か？

野村 容康

はじめに

御紹介いただきました獨協大学の野村容康と申します。本日はよろしく願いたいします。

これから、「北欧型二元的所得税は公平か？」と題しまして、しばらくお話をさせていただきましたと思います。全体のアウトライン（文末添付資料1ページ参照）を申し上げますと、北欧の所得税は二元的所得税と一般に呼ばれているわけですが、まずこの二元的所得税というのとは一体どうい

う税なのかということから始めまして、北欧でこうした税制が導入された背景に何があったのかを振り返ります。次に、多少専門的なお話になるかもしれませんが、二元的所得税の理論的な根拠とその問題点について考えます。最後に、そういった議論を踏まえた上で、現実の制度と実態はどうなのかということ、ここではフィンランドの所得税に注目しまして、その制度と実態についてご報告いたします。とりわけ公平の観点から、二元的所得税の再分配効果について探っていきたいと考えております。

一、北欧の二元的所得税

まず、一九九〇年代初めに、北欧で非常に大規模な税制改革が行われたことについてお話しします（資料3ページ）。もともと二元的所得税の母国はデンマークですが、特に九〇年代初めに、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドといった北欧三国でこの所得税が導入されたことが知られております。これらの国々では、二元的所得税を導入する前は、総合所得税を実施しておりました。総合所得税というのは、御承知のとおり、給与とか、利子、配当、キャピタル・ゲインなど、すべての所得を合算した総所得に対して一本の累進税率表を適用するというのが原則です。したがって、九〇年代の北欧の税制改革の大きな特徴の一つとして、そういう旧来の総合所得税から二

元的所得税に移行したという点を指摘することができます。

では、二元的所得税とはどういう仕組みなのか（資料4ページ）。これについても既に御承知の方も多いかと思いますが、一応確認させて頂きますと、個人の所得をその源泉となる生産要素によって労働性のものと資本性のものの二つに分けるということです。資本によって生じた場合は資本所得ということ、具体的には利子とか配当とかキャピタル・ゲインといったものが当てはまります。一方、働いて稼いだ所得が、給与とか賃金といった勤労所得になるわけですが、年金などの社会保障給付もここに含まれることとなります。とにかく個人の所得をこのような二つのカテゴリーに分けて、資本所得に対しては比例税率を適用し、一方、勤労所得に対しては何段階かの超過累進税率を適用するという仕組みとなっています。

しかし、オランダのクノッセンやデンマークのソレンセンといった研究者によりますと、理想的な、あるいは理想的な二元的所得税体系というのは、資本所得に対する個人段階での比例税率と、勤労所得に適用される最低限界税率、それから法人段階での税率、つまり法人税率が全て等しくなっているということであります。

二、二元的所得税導入の背景

こういった二元的所得税が導入された背景として何があったのか(資料5ページ)。第一に指摘すべきは、それまで実施されていた総合所得税の限界ということ、いくつかの資本所得を、ほかの所得と同じように税金をかけるのがほとんどできなかったということがあります。

とりわけ、株式のキャピタル・ゲインないし法

人の留保、私的年金の収益、持ち家の帰属家賃などの所得を総合課税の原則によって課税することが、技術的な理由あるいは、政治的な理由から非常に難しかった。それに対して、こういった株式とか住宅を取得するための経費については、ほとんど完全に控除が認められていたために、これにより大きな税収ロスを招くことになりました。例えば、スウェーデンでは、二元的所得税を導入する前はかなり包括的所得税に近い所得税を実施していたのですが、そういった中で株式のキャピタル・ゲインとか帰属家賃は優遇されておりました。このため、借り入れによる株式投資とか住宅投資を通じて、借り入れ利子の控除を利用した節税が盛んに行われたといわれております。

注意すべきは、そういった所得控除による利益は、高い税率が適用されるお金持ちの人ほど大きくなりますので、そういった節税行為によって税

収が減ったと同時に、これによって所得税の再分配機能はほとんど働かなくなってしまった。そういった反省から、貯蓄形態に対するゆがみをできるだけ少なくして、税収ロスを最小限に抑えるためには、資本所得を勤労所得から切り離して低い税率を適用する税体系というのが、非常に現実的な解決策と考えられたというわけです。これがまず一つ目の背景になります。

二つ目に、ご承知のとおり、金融のグローバル化があります（資料6ページ）。北欧諸国は小国開放経済の国ですので、金融資本の移動性が非常に高い。したがって、政策当局としては資本逃避を恐れて、金融所得には余り高い税率をかけられない。しかし、こうした状況の中で、もし総合所得税主義を依然として貫くとすれば、資本所得を軽減するために、勤労所得も資本所得と一緒に税率を下げなければいけない。けれども、勤労所得

税は、福祉国家を支えるための最低限の再分配の手段なので、これは守らなければいけない。そこで、ある程度高度な累進性を備えた勤労所得税を維持するという目的で、資本所得に対する低率の分離課税が求められたというわけです。

三、北欧型二元的所得税の根拠

(一) なぜ資本所得税率を低くしなければいけないか？

では、なぜこういった二元的所得税のような税体系が理論的に根拠づけられるのかという点について考えてみたいと思います（資料7ページ）。まずは、二元的所得税の最大の特徴である勤労所得と資本所得を分けて、後者の税率を低くしなければいけないのはなぜかという問題です。

一つは、生涯所得を基準にした水平的公平に貢

献するというものです。これは、所得よりも消費に税金をかけたほうが生涯所得をベースにした公平を達成できるという「支出税」の考え方になります。どうということかと申しますと、包括的所得税の場合は、たとえ生涯所得が同じであったとしても、貯蓄の多い人ほど、生涯でたくさん税金を払わなければいけないということが起こってしまいます。

これを簡単な二期間モデルを使ってご説明したいと思います(資料8ページ)。第一期と第二期と、二期間生きる個人を想定しております。稼いだ勤労所得は、第一期がY1で、第二期がY2ですが、これは生きている間に全て使い切ります。つまり、次世代への遺産は存在しないと仮定しているのですが、遺産を消費と同じように扱えば同じ結論になります。消費については、第一期がC1、第二期がC2となります。貯蓄(S)は第一期だけ

で、税率は比例税率です。また、貯蓄の収益率が現在価値への割引率に等しいという仮定を置いております。これは、要するに、貯蓄が安全資産といたしますか、元本が保証された国債のようなもので運用されると想定しているわけです。この仮定があとで問題になってきます。

税金がない世界では、生涯の消費の現在価値と生涯の所得の現在価値は必ず等しくなります。稼いだものは全部使ってしまうので、これは当然ですね。では、全期にわたって、包括的所得税が適用されたらどうなるのか。包括的所得税は、全ての所得に同じように税金をかけるということです。第一期は勤労所得税だけです。第二期は、この期の勤労所得税と貯蓄収益、つまり利子に対する税がかかってきます。したがって、生涯で払わなければいけない税額の現在価値は、 $\frac{C_1}{1+r} + \frac{C_2}{(1+r)^2} = [Y_1 + Y_2 / (1+r)] \cdot t + S \cdot r \cdot \frac{t}{1+r}$

($r + t$)となります。もちろん、たとえ生涯の所得が同じであったとしても、人によってSの金額は全然違う。たくさん貯蓄をする人もいれば、全く貯蓄をしない人もいます。しかし、所得税の下では、貯蓄をする人ほど生涯においてたくさん税金を払わなければいけない。したがって、包括的所得税は、生涯の所得を公平の基準にした場合には不公平になるというわけです。

では、支出税といえますか、消費課税の場合はどうなるのか(資料9ページ)。これが支出税のケースです。この場合は貯蓄に対する税がありませんので、全て消費段階でしか税金がかからないために、生涯所得が等しければ生涯の税負担も同じになります。したがって、支出税のケースでは、貯蓄の多寡に関わらず、生涯所得をベースとした水平的公平が達成されます。

ところで、先ほど貯蓄の収益に対する税(S・

$r \cdot t$)があるから、不公平が生じるんだと申し上げました。では、単に利子に対して税金をかけなければ、生涯で見た公平が達成されるのかというと必ずしもそうはならないということです。

どういふことかと申しますと、先ほどのモデルのように、ある一定の条件のもとでは、確かに消費税あるいは支出税と、利子に税金をかけないような所得税、つまり勤労所得税は、経済的に等価となります。つまり、資産所得を非課税とする勤労所得税の下でも、生涯ベースでの公平は達成されます。しかし、実は、両者の等価性は、少なくとも貯蓄の収益率と現在価値への割引率が等しいという条件が満たされてはじめて成立します。これは、前述のとおり、すべての人が自らの資産を国債だけで運用するような状況を想定しております。ですが、このような想定は、もちろん全く現実的ではありません。

ご承知のとおり、現実の世の中にはいろんな金融商品がありまして、その収益率が割引率を上回るケースもあれば、株で損をして収益率がマイナスになってしまうことも当然起きてきます。したがって、現実には貯蓄の収益率と割引率は異なりますので、やはり支出税（消費税）と勤労所得税は違うものだということができます。

そこで、貯蓄収益率を改めて g と置いて計算した結果が、 $T_1 + T_2 / (1+r) = [Y_1 + Y_2 / (1+r)](1 - S \cdot t + [S(1+g)/(1+r)]t)$ となります。

したがって、消費に対する税を、所得税の枠組みにおいて実現するためには、勤労所得に対する税と $S(g-r)/(1+r)$ の部分も一緒に税金をかけなければいけない。この部分が「超過収益」でありまして、割引率に基づく「正常収益」を超えて得られたリターンということができます。結局、生涯所得課税を実現するには、超過収益に対して

は、勤労所得と同じように税金をかけなければいけない。逆にいえば、現実の貯蓄収益のなかには、税金をかけてはいけない正常収益の部分がある。したがって、貯蓄収益全体を課税対象とする場合には、そのなかには、税金をかけてはいけない部分が含まれているので、この点を考慮して資本所得に対する税率は、勤労所得に対する税率よりも低くしなければならないということになります。

次に、包括所得税の考え方から、現実の所得税の下では人的資本が課税上優遇されているという問題が指摘されます（資料10ページ）。包括的所得（ Y ）は、消費（ C ）に、純資産価値の変化分（ ΔW ）を加えたものと定義されます。ここで、純資産価値の変化分というのは、通常は金融資産とか不動産に限られるわけですが、理論的にはこの中には人的資本も含まなければならない。つ

まり、我々がいろいろ教育を受けたたり、勉強して賢くなった場合は、そうした人的資本の価値増加分にも、本来は税金をかけなければいけない。けれども、現実の所得税はそこにかかっていない。だから、勤労所得は資本所得に比べて重く税金をかけてもいいという理屈になるわけです。

三点目は、初めの二元的所得税導入の背景で説明したとおり、開放経済のもとでの資本逃避を防止するという理由で、これは最適課税論の考え方に基づくものです。効率性を重視した最適課税論によれば、逃げやすい対象には税金をかけてはいけないこととなります。そこで、労働と資本のどちらがより逃げ足が速いかといえば、資本であろう。資本の弾力性の方が労働の弾力性に比べて高いと考えられますので、資本所得には労働所得よりも低い税率をかけたほうがいいという理屈になります。

それから、四点目も二元的所得税導入の背景のところで言及したとおり、利子控除、ロス控除の作用を低率に抑え、これによって税収ロスと垂直的不公平を軽減することができるというものです。

(二) なぜ資本所得税率は定率なのか？

次に、なぜ資本所得税率はフラットでなければいけないのかという問題です(資料11ページ)。仮に勤労所得税よりも低くすべきだとしても、資本所得自体に別建ての累進税率を適用するという選択もありうるわけですが、なぜ定率でなければならぬのかということです。これにはキャピタル・ゲイン課税の問題が大きく関わっております。

一つは、資本所得にフラットな低率で課税すること、ロッキン効果とかインフレ課税の問題

を緩和できるということがあります。ロッキン効果というのは、ご承知のとおり、キャピタル・ゲイン税が資産を売ったときにしかけられませんが、なるべく株とか不動産を持ち続けられ、課税延期の利益が得られるという意味で、資産の売却が抑制されてしまうという効果です。それから、インフレ課税の問題というのは、キャピタル・ゲイン課税に際しては、通常インフレ調整が行われないために、インフレを含んだ名目のキャピタル・ゲインに税金がかかると非常に重い負担になってしまうというものです。

それから、税率を一定にすることで、バンチングの問題が解消されます。ご承知のとおり、総合所得税の下では、キャピタル・ゲインは、これを実現した年に累進税率がかかってしまいますので、この点からも重い負担を強いられるという問題があります。これはキャピタル・ゲインに累進

税率が適用されるからそうなるわけで、比例税率をかければ原則としてバンチングは生じなくなります。

このようなわけで、資本所得に低率の比例課税を行えば、もちろんキャピタル・ゲイン課税に伴う問題がすべて解決されるわけではありませんが、キャピタル・ゲインへの課税がかなりすっきりした形にできるのではないかと考えています。

二つ目が、異なる資本所得への税率が等しくなるので、資産選択における中立性の達成に貢献するということです。

三つ目に、同様に、資本所得の税率が一本となることで、所得形態の転換による租税回避誘因を取り除くことができます。例えば、他の所得に比べてキャピタル・ゲインが優遇されていれば、配当をキャピタル・ゲインに転換することで租税裁

定ができたわけですが、そのようなことが二元的所得税の下では非常に難しくなるということであります。

(三) なぜ資本所得税率≡法人税率なのか？

今度は、なぜ資本所得税率と法人税率を等しくしなければいけないのかという点です(資料12ページ)。これについては、法人所得が一つの資本所得であるから、当然ではないかということもできますが、それに加えて、実は、そこには借り入れに伴う利子控除による租税裁定を防止するという意味合いも含まれております。つまり、借金して株を買った場合には、その借金にかかる利子は、投資の費用として所得からの控除が認められます。この場合、例えば個人の資本所得税率と法人税率が三〇%だとしますと、利子控除は三〇%から控除ができますが、一方、収益については法

人段階で三〇%の税率がかかることになります。こうして、株式投資に関する費用と収益について、税制上対称的な扱いを実現するのが、両者を揃えることの狙いであるというわけです。

(四) なぜ勤労所得に対する最低税率≡資本所得税率なのか？

最後に、どうして勤労所得に対する最低限界税率と資本所得税率は等しいのかということですが(資料13ページ)。

一つには、自営業者とか小規模法人オーナーによる租税回避の誘因を抑えるという理由があります。事業所得に対する課税は、二元的所得税のアクレス腫といわれるように、非常に難しい問題ですが、これは、ご承知のように、資本所得が勤労所得よりも税金が安いことになれば、当然、後者から前者への所得形態の転換による租税回避への

誘因が強くなるからです。しかし、所得が比較的小さい事業者で、たとえ事業所得を全部勤労所得として扱ったとしても最低税率がかかる人の場合には、二つの所得に対する税率が同じになるために、租税回避のために所得を資本所得として実現することが意味をもたなくなるというわけです。

二つ目に、最低税率に直面する納税者については、勤労所得と資本所得に対する税率が同じです。従来、総合所得税とほぼ同様の扱いにできるということがあります。実は、北歐では、納税者全体のうちで最低税率しかかからない人たちの割合は決して小さくないんですね。そのため、総合所得税から二元的所得税に移した場合でも、そういう人たちへの扱いをほとんど変えなくても済むという意味で、税務行政面からのメリットがあったわけです。

四、二元的所得稅論の問題点

以上のような二元的所得稅体系を根拠づける理屈に対しては、次のような批判といえますか、問題点が提起されております(資料14ページ)。

まず、あらゆる資本所得を分離して低率に課税する積極的理由がないということです。支出税の考え方からしますと、貯蓄収益のうち、正常収益は非課税として、超過収益には税金をかけなければいけない。しかし、二元的所得稅の実際に当たっては、正常収益のような国債利子に対して、他の資本所得と同じ税率がかかりますので、これはおかしいのではないかとことです。勤労所得よりも資本所得を輕課しなければいけないというそもそもの二元的所得稅の考え方と整合しないし、もちろん支出税の考え方も整合しない

ということです。

それから、包括的所得税の立場から人的資本（勤労所得）重課が主張されるわけですが、そうした主張の前提としては、教育にかかるコストが時間だけで金銭的負担が考慮されていないという問題が指摘されます（資料15ページ）。この議論は、あくまで大学まで学費や授業料がかからないという北欧の制度を前提としたもので、日本も含め他の国々では一般に教育を受けるのにコストがかかるので、この点を考慮すると、必ずしも人的資本重課ということはいえないのではないか。また、教育がもたらす正の外部性といった点も考えれば、逆に勤労所得に重く税金をかけるのはよくないという論理を組み立てることも可能です。

さらに、たとえ勤労所得を資本所得よりも重課することが正当化されたとしても、これによって勤労所得の最低限界税率と資本所得税率を等しく

しなければならないということにはならない。勤労所得の最低税率が適用される人たちについても、当然、資本所得は勤労所得よりも低い税率で課税しなければいけないのに、実際はそうならないというのは、租税理論としては首尾一貫していないということです。

最適課税論の立場からの根拠づけにも、いくつか問題があります（資料16ページ）。

一点目、弾力性が高いから低い税率をかけなければいけないというのは、北欧のような小国開放経済の論理ではないか。日本のような大国では、資本逃避の問題は必ずしも深刻なものではないかもしれない。したがって、こういった論理は、必ずしもほかの国には当てはまらないのではないかということだ。

二点目、性質の異なる所得に異なる税率を課すことを主張するといっても、なぜ勤労所得と資本

所得だけの区別になるのか、説得的な理由がない。勤労所得にも、いろいろな性質の賃金・給与といったものがあるし、もちろん資本所得にもいろんな種類の資本所得がある。所得をどうして「二つ」に分ける必要があるのか。なぜ三元、四元、五元所得税ではいけないのかという批判であります。

三点目、資本所得は高所得者に特有の所得です。ので、公平も考慮した場合は、必ずしも資本所得税率を勤労所得税率より低くすべきということにはならないのではないか。

他方で、租税裁定を防ぐことが二元的所得税の第一義的な目的であるとすれば、単純に利子控除やロス控除の範囲をアメリカのように厳格に制限すればいいのではないか(資料17ページ)。必ずしも所得を二つに分けて、資本所得税の税率を低くすべきだということにはならない。制度として二元

的所得税を前提にしなければならぬという理由は必ずしも存在しないということです。

結局、では、二元的所得税をどういうふうに捉えたらいいのかという点ですが、私の考えとしては、二元的所得税はあくまでもセカンドベストな税制論ではないかということです(資料18ページ)。二元的所得税は、低率の資本所得税を根拠づけるために、都合よく三つの租税論、支出税とか包括的所得税とか最適課税の考え方を利用しているといえます。いいとこ取りの理論だといわれることもあります。ですから、もし包括的所得税とか支出税に伴う技術的な問題が解決されたのであれば、税制はより理想的な方向に向かうべきではないか。二元的所得税は、そういった技術的な問題点が解決されるまでの過渡的税制として捉えるべきではないか。したがって、そういった執行面での制約が解消されたとき、一体どういう税制

を志向すればいいのか、包括的所得税の方向に進んだらいいのか、あるいは支出税の方向に向かったらいいのか、この問題を改めて考える必要があるのではないかとあります。

五、フィンランドの所得税

ここからはフィンランドの所得税の実態について見ていきたいと思います(資料19ページ)。まず、税負担水準と租税構造についてですが、これはOECDのデータに基づいております。フィンランドの租税負担率は二〇一〇年で、おおよそ四二〜四三%となっております。それに対して、日本は二七〜二八%ですので、フィンランドに比べれば、日本は非常に小さな政府であるということがわかります。

これは、個別税目のGDP比を見たもの(資料

20ページ)で、その次の図がこれを百分比で示したものの(資料21ページ)です。八五年から比較しますと、法人所得税と個人所得税とを合わせた所得税の税収比は、四〇%から三五%ぐらいに下がってきています。そうはいつても、税収構成比で見ると、フィンランドは、いまでも所得課税中心の税制を維持していることができます。

次に、所得税の制度についてご説明いたします(資料22ページ)。国税の勤労所得税については、基礎控除、社会保険料控除などを適用した後の課税所得にこのような税率表が適用されるということで、二〇一一年時点ですと、最低税率が六・五%、最高税率が三〇%の四段階の税率構造となっております。これに加えてフラットな地方所得税がかかります。この税率は、地方によって一六・二五%から一八・五%までさまざまなのですが、地方税の高い地域ですと、国税と地方税を合わせ

た所得税の最高税率は五〇%弱ということになります。

一方、資本所得税について(資料23ページ)ですが、税率は一律二八%となります。課税ベースは、名目の資本所得(利子、配当、キャピタル・ゲイン、不動産所得等)からキャピタル・ロスや負債利子を引いたものになります。

ただし、資本所得税に関しては、いくつかの特例があります。一つは、資産の売却額が一〇〇〇ユーロまでのキャピタル・ゲインは非課税で、取得額が一〇〇〇ユーロまでの資産から生じたキャピタル・ロスについては控除不可となります。制度の簡素化が理由ということです。なお、この控除の不足額については、翌年以降一〇年間繰り越しすることができます。

また、保有期間が二年を超える主たる住宅からのキャピタル・ゲインは非課税となります。一

方、住宅ローン利子の控除は可能ですが、控除は二八%からではなくて、三〇%からできることになっていきます。ただし、この場合の税額控除額には上限がありまして、一四〇〇ユーロ(約二〇万円)までの税額控除しか認められないということです。

配当課税については、上場株式と非上場株式で取り扱いが異なっております(資料24ページ)。上場株式については、受け取った配当の七割だけが資本所得として扱われる。したがって、個人段階で実質的に一九・六%の税率がかかることとなります。ちなみに、法人税の税率は二六%(二〇一年)ですので、法人税を合わせると、配当にかかる税負担率は四〇・五%になります。

一方、非上場株式の配当については少し複雑な扱いとなります。株主持ち分(簿価)の九%までが非課税か資本所得扱いということで、その九%

の範囲内に九万ユーロがおさまれば、九万ユーロまで非課税で、九%を超える部分は、超えた部分の七割が勤労所得として課税されます。

結局、持ち分の九%と九万ユーロのどちらが大きいかということで、大きく二通りのケースが考えられます(資料25ページ)。持ち分の九%よりも九万ユーロが金額として低い場合には、九万ユーロについては非課税。しかし、九万ユーロを超えて、持ち分の九%に達するまでは資本所得扱いということ、その七割だけに二八%の税率がかかります。残りは勤労所得と扱われて、勤労所得もその七割だけに税がかかります。反対に、九万ユーロの方が九%よりも高い場合は、持ち分の九%は非課税です。しかし、九%を超えれば全て勤労所得扱いになります。要するに、配当が持ち分の九%を超えれば、無条件に勤労所得として扱われるということでありす。

六、フィンランドにおける所得分配と所得税の再分配効果

いよいよ二元的所得税の再分配効果についてということで、現在、研究所の証券税制研究会において進めている研究の成果の一部をご報告させて頂きたいと思えます(資料26ページ)。

まず基本的な分析方法ですが、データとしてはフィンランド統計局の階層別の集計データを使っています(資料27ページ)。実は、フィンランド統計局が公表しているマクロの要素所得のデータにはキャピタル・ゲインが含まれていないのですが、所得分配や再分配効果を見る場合は、やはりキャピタル・ゲインが一つの鍵になると思われるので、以下の分析では、キャピタル・ゲインが入った個票データを基礎とした集計データを用い

ているということがあります。このデータの利点としては、キャピタル・ゲイン以外にも、資本所得のおおよその内訳がわかるということがあります。具体的には、利子、配当、地代・家賃、キャピタル・ゲイン、帰属家賃、その他という分類になっています。

次に、こうした集計データに基づき、課税前で、かつ社会保障給付を受ける前の所得を「経済的総所得」としております。「受取総所得」は、この経済的総所得に社会保障給付を加えたものとなります。このとき、所得税の再分配効果は、受取総所得から、そこから国税の所得税を控除した「所得税控除後所得」への分配の変化を見たものとなります。受取総所得を課税前の所得とするのは、フィンランドでは、原則として年金などの社会保障給付も所得税の課税対象となっているからです。つまり、受取総所得の不平等度が、所得税

によってどれくらい緩和されたのかということ、再分配効果を測ろうというわけでありませう。

所得の不平等度の尺度としては、ジニ係数を使っております(資料28ページ)。ジニ係数には、ローレンツ曲線(集中度曲線)との対比でわかりやすいという利点があります。

参考までに、ローレンツ曲線はこのようになります(資料29ページ)。横が所得の低い順から世帯を並べている累積世帯比率です。縦に所得を積み上げた累積所得比率を測っています。完全に所得が平等に分布されている場合には、完全平等線とすることで四五度の直線になります。誰か一人が社会全体の所得を独占しているという状態では、ローレンツ曲線はこういう形(直角二等辺三角形の二等辺)になります。

しかし、現実の所得分布はそのような極端なケースではなく、ある程度格差があるので、おお

よそ、こういう形 (L_t) に描かれます。この真ん中の太い線 (L_x) が課税前の経済的な所得というところで、右の下の方向にこの膨らみが大きくなればなるほど不平等といえます。したがって、四五度線とこの膨らみとの間で囲まれる面積(三日月)の大きさによって、どの程度所得分配が不平等であるのかがわかります。この三日月の面積の二倍がジニ係数ということになります。

ジニ係数にはもう一つ利点がありまして、所得の種類別の分解が簡単にできます。例えば、総所得が幾つかの種類で構成されているとして、総所得のジニ係数は、個別の所得の集中度係数と所得のシェアの合計として把握することができます。

もう一つ、累進度を評価するための尺度として、カクワニ係数というものがあります(資料30ページ)。図29で、縦軸に所得ではなくて税額の

累積を測った場合に、こういう形 (L_t) の税額の集中度曲線を描くことができます。より高所得の人がたくさん税金を払っているほど累進的な税制だとすれば、税額の集中度曲線のたるみが膨らんでいるほど、税額が高所得者に集中しているという意味で、租税構造が累進的であると解釈できます。カクワニ係数は、このたるみと課税前のローレンツ曲線との間に形成される面積の二倍になります。したがって、カクワニ係数の値が大きければ大きいほど、累進度が高い税であると判断することができます。

さらに、レイノルズ・スモレンスキー (RS) 係数というものがあります(資料31ページ)。これが再分配効果を測る直接的な尺度となります。例えば、これ (図29・ L_x) が課税前所得のローレンツ曲線ですが、課税後の所得の集中度曲線を描いたらこのようになった (図29・ LN_x)。税金をかけ

た結果、ある程度格差が縮まって所得がより平等になったということです。このとき、課税後の集中度曲線をどれだけ四五度線に近づくように、左側（図29・LN_x）にシフトさせたかというのがRS係数で、ここ（図29・LN_xとL_xの間の三日月）の面積が大きければ大きいほどRS係数の値は高くなります。正確には、この面積の二倍がRS係数となります。

以上の尺度をもとにして、二元的所得税そのものの再分配効果をこの式（資料32ページ）で推計します。これも、少し複雑ですが、二元的所得税全体のRS係数が勤労所得税と資本所得税の效果に分解できることを表しています。例えば、勤労所得税の再分配効果は、① $(g_L / (1-g_L))$ という勤労所得税の課税水準、② Γ_{Lx} というカクワニ係数、つまり勤労所得税の累進度、さらには、③ Γ_{Lx} という勤労所得のシェア、よって決まることになり

ます。資本所得税の効果についても同様です。これらに、どちらか一方の税に起因するとはいいきれない間接的な効果を加えて、二元的所得税の再分配効果は、おおよそ三つに分解できるといふことであります。

分析結果ですが、まず所得のジニ係数を計算したものがこのようになります（資料33ページ）。ここから、八〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて、いずれの所得のジニ係数も上昇しており、所得格差が広がってきていることがわかります。

このジニ係数をもとに、RS係数を計算した結果がこのようになります（資料34ページ）。九〇年代に再分配効果が高くなっています。全体のRS係数は、財政全体の再分配効果を表しておりまして、そこには、社会保障による効果と、租税と社会保障料による効果の両方が含まれております。つまり、社会保障のRS係数と租税等のRS係数

を足し合わせたものが全体のRS係数になります。これによりますと、九〇年代に財政の再分配効果が高くなっているのは、専ら社会保障によるものだとすることがわかります。しかし、税と社会保険料による再分配効果は、九〇年代初めから見ると低下傾向にある。ここには、政府への移転的な支払いが全て含まれておりますので、この中から国税の所得税だけを取り出したらどうなるかというのがこの後の分析となります。

先ほどのジニ係数の要因分解の結果がこのようになります(資料35ページ)。さきほど申し上げましたように、総所得のジニ係数は、個別の所得の集中度係数に所得シェアを掛けたものの合計となります。八七年以降の動きを見ますと、事業所得もそうですが、特に資本所得の集中度係数、不平等度が非常に高くなってきたのがわかります。特に九〇年代には、はっきりと右上がりの傾向

を示しています。

では、これらのシェアはどのようなのか(資料36ページ)。所得全体に占める各所得の割合を見ますと、勤労所得がおおよそ七割から八割で大部分を占める。そういった中で資本所得の比率は、九〇年代後半にかけて確実に高まってきている。最近では二割弱程度で推移しております。

この集中度係数に所得シェアを掛けたのが各所得の寄与度です(資料37ページ)。これを見ますと、近年、フィンランドで所得格差が広がってきた要因が資本所得にあるというのがよくわかるかと思えます。全体の格差のレベルを決めているのは勤労所得ですが、その変化を決めているのは資本所得であるということです。

資本所得の具体的な中身がどうなっているかを示したのがこのようになります(資料38ページ)。まず集中度係数ですが、一番高いのは配当です。

九〇年代半ばあたりから係数は〇・八で、高所得層に際立って集中しているのがわかります。これに対して、キャピタル・ゲインの係数の動きはかなり激しくなっております。

それから、所得全体に占める割合です(資料39ページ)。この中では帰属家賃のシェアが高いのが目立ちますが、配当やキャピタル・ゲインも、資本所得の中で比較的大きな比重を占めています。

集中度係数にシェアを掛けた寄与度がこのようになります(資料40ページ)。二〇〇〇年代以降、配当が所得全体の不平等度にこれだけ貢献しているということ、配当によって所得の格差が拡大してきていることがわかります。

次に、先ほどの二元的所得税の再分配効果の式、スライドの32を推計した結果がこのようになります(資料41ページ)。この表を、棒グラフにし

たものがこれで、下のグレーが勤労所得税の効果、上の濃い部分が資本所得税の効果(資料42ページ)を表しています。九〇年代から二〇〇〇年代にかけて、再分配効果はトレンドとしては下がっております。下がってきてはいるのですが、なぜ下がってきているかというと、必ずしも資本所得税が原因ではない。このグラフから、直接的には勤労所得税の再分配効果が下がってきているから、所得税全体の格差是正機能も弱まってきているということがわかります。

こういった変化には、当然ながら制度の変更が影響を与えたことが予想されます。そこで、この間の税率構造の変化を示したものです(資料43ページ)。例えば、九六年と二〇〇〇年に資本所得税の効果が高まっているのは、やはり資本所得税の税率自体が引き上げられたことが反映していると考えられます。一方、二〇〇一年に勤労所得

税の効果が上がっているのは、このとき比較的所得の低い層での税率構造のフラット化によって、低所得層に対する減税が実施されたからではないかと思われま

す。では、二元的所得税の再分配効果は、総合所得税のときと比較するとどうなんだということです（資料44ページ）。フィンランドでは、九三年に二元的所得税が導入されましたので、九二年以前と九三年以降を比較するとどうか。九〇年代以降、再分配効果を表すRS係数は下がっているのがわかります。しかし、何で下がっているかという点、二元的所得税に移行して、その累進度が下がったからであるというわけではない。RS係数は、累進度を表すカクワニ係数と課税レベル（税率）に分解できるわけですが、とりわけ二〇〇〇年代になって所得税全体の累進性は高まっている。しかし、それ以上に課税レベルが下がって

るので、累進度と課税レベルを掛け合わせた再分配効果が下がったということです。結局、二元的所得税の再分配効果が低下しているのは、必ずしもその累進度が弱まったからではなくて、税率水準、とりわけ勤労所得税の税率がかなり下げられた、つまり減税が行われたことによるものではないかということでありま

七、再分配効果に関するまとめ

結論となりますが、今お話ししたことがここにまとめてあります（資料48～49ページ）。全体を通してお伝えしたかったメッセージは、二元的所得税の再分配機能を確保するには、もちろん資本所得税も大事なのですが、それ以上に勤労所得税の役割が非常に重要だということです。再分配機能を保つためには、勤労所得税の課税レベルと累進

度をしっかりと維持していくことが重要ではないかということであります。最後の方が、非常に駆け足になってしまいましたが、以上でひとまず私からのお話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

高坂常務理事 北欧型の二元的所得税に関しまして、いろいろな角度から興味深い議論を展開していただきました。

お時間が若干ございますが、御質問がある方がいらっしやいましたら、お手を挙げていただければマイクをお回しいたします。

質問者 A 本日は貴重なお話をありがとうございます。再分配効果のところ、不公平度が拡大しているのは配当の影響が大きいというお話でしたが。

野村 所得格差が広がっている要因としては、配

当が一番大きいんじゃないかということです。所得分配自体が悪化しているのは、配当による影響だろう。一方、所得税の再分配効果というのは、この点と密接に関連してはいるのですが、一応私は、格差の拡大と税の再分配効果の二つを区別しております。つまり、税金というのは、それ自体で課税前の所得分配に影響を与えます。税がかかることによって、人々の意思決定や行動が影響を受ける。そのあと、一旦実現した課税前の所得に、直接、税がかかることで課税後の所得になる。今回、再分配効果として報告させていただいたのは、課税前所得を所与として、そこから課税後所得がどれぐらい平等化されたのか、その点を数字でお示ししたということです。

質問者 A 例えば三八ページの図ですと、集中度係数で配当が高いところにあるということで、これは配当が不平等の大きな原因になっているとい

うことですか。

野村 そういうふうに見てよいかと思います。

質問者A 四〇ページの寄与度も、ジニ係数の増加ですか。

野村 寄与度というのは、集中度係数に所得のシェアを掛けた値になります。

質問者A 配当が上位にあるということだと、配当の課税を強化したほうがいいんじゃないかという理屈にはならないのでしょうか。

野村 もちろん、そうなるのが自然であると思います。ここで、配当が所得格差を拡大させた直接の要因として二つあるということです。配当自体が高所得者に集中したということと、所得全体に占める配当のシェアが高まったことですね。シェアも、九〇年代以降確実に上昇している。そういう意味では、所得シェアの高まりと不平等度が進んだことによって、資本所得の中では配当が総所

得の不平等化に一番寄与したということが、このデータから読み取ることができます。

では、二元的所得税がこのような動きに対してどういう影響を与えたのかということですが、この問題が現在の私の研究課題なのですが、実際に、上場企業の配当性向は九〇年代半ば以降高くなっていくんですね。もう一つは、非上場企業の配当も増えていて、これに二元的所得税が大きな影響を与えた可能性が高いということです。ご承知のとおり、自営業者や株式を公開していない企業のオーナーというのは、配当として自分に利益を分配するか、あるいは給与として自分に支払うか、どちらでも自分の自由にできますので、二元的所得税のもとで配当に対する税率が低いということになると、本来勤労所得であるべきものを配当に転換して自分に支払うのが有利となります。もちろん、そうした配当部分も、このデータには

含まれているので、そうした効果もあつたのではないか。では、どの程度それが影響したのかというのは、これからじっくり検討していきたいと考えております。

質問者 A 最後の四九ページの③の結論ですと、配当ではなくて勤労所得の累進度を維持すべきだということですから、そのつながりがよくわからなかったのですが。

野村 説明不足で、申し訳ありません。さきほど申し上げたように、税制が所得の分配に与える影響というのは、二つに分けて考える必要があると思います。税金がかかる前のマーケットインカムにどういう影響を与えたのか。フィンランドでは、二元的所得税に移行したあとに配当が増えて、それが所得の不平等をもたらした。恐らくそういうストーリーであるかと思えます。しかし、ここで推計しているのは、あくまでもそういう課

税前所得を前提として、そこから実際に税制が適用され、税によってどれぐらい所得が平準化したのかという効果だけです。だから、再分配効果の分析としては不十分であるというご指摘はごもっともです。課税前所得にどういう影響を与えたのか、そちらも併せて見ていかないといけないんだろうと思います。

ただ、マーケットインカムに税制が適用されて、どういう課税後の所得分配になったのかという税の直接的な効果を見れば、勤労所得税の効果が下がっているというのがわかりましたので、必ずしも資本所得税の効果が弱まったから、所得税全体の再分配効果が後退したということではないんじゃないかなということ、最後にそういう結論とさせていただいたということです。

この点について、少し補足させていただきます（資料41ページ）。一九九三年から二〇一一年にか

けて、勤労所得税の再分配効果を表すRS係数は〇・〇一九六から、〇・〇一二六に下がっています。これに対して、勤労所得税の累進度を表すカクワニ係数ですが、〇・二五三三から〇・三四八九に上がっているというように、勤労所得税自体の累進度は上昇しております。じゃ、なぜ再分配効果が下がったのかというと、その原因は平均実効税率にあつて、勤労所得税の課税レベルが〇・〇八五一から〇・〇四二六というように半分になつたからであります。このように、再分配効果全体の動きがほとんど勤労所得税によって決まる傾向にあります。

一方、資本所得税はどうかというと、九〇年代にRS係数が上がっているのですが、その内訳である累進度を見ますと、例えば九三年については〇・二九三八とかなり高いんですね。同じ年の勤労所得税の累進度〇・二五三三よりも資本所得税

の累進度のほうが高い。それが二〇一一年ですと若干下がっているのですが、少なくとも九〇年代について見ると、勤労所得税よりも資本所得税のほうが累進度が高くなっているのですね。実際、資本所得税の階層別の実効税率は、高所得階層ほど高くなっております（資料45ページ）。

最初、この結果を見てちよつと驚いたのですが、いろいろと考えたところ、帰属家賃の存在が大きいのではないかとということです。つまり、帰属家賃は、先ほどのグラフ（資料38ページ）にあつたのですが、資本所得の中では最も集中度係数が低く、最も均等に分布されている。しかし、家計の所得に占める割合はかなり高いことから、所得税がかからない帰属家賃の存在が定額の所得控除として作用した可能性があるのではないかとということです。では、帰属家賃を除いて実効税率を計算したらどうなのか。帰属家賃を除くと階

層別の実効税率はこういうふうになるんですね(資料47ページ)。先ほどのケースに比べると、そこまで累進的ではない。高所得になるほど税率が上昇するというはつきりした傾向が、ここには見られないので、やはり帰属家賃が資本所得税それ自体の累進性を高める一つの要因として機能しているのではないかとあります。

また、先ほど言及した住宅のキャピタル・ゲインの非課税なども影響していると思います。そういったものも恐らく効いているのではないか。そのほか、いろいろな低所得者向けの優遇制度がありますので、そういった制度の適用を受けられない高所得者が、実は資本所得税についても高い税率で負担をしているという面があるのではないかと考えております。

高坂常務理事　ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ちょうど時間になりましたので、以上をもちまして、本日の「証券セミナー」をお開きいたします。

改めまして、野村先生、どうもありがとうございます。(拍手)

(のむら　ひろやす・獨協大学経済学部教授
当研究所客員研究員)

(この講演は、平成二六年五月二十日に開催されました。)

野村容康氏

略 歴

- 1970年 生まれ。
- 1992年 早稲田大学政治経済学部卒業
- 1999年 同大学院経済学研究科博士課程満期退学
- 1998年 (財)日本証券経済研究所研究員
- 2003年 同研究所主任研究員
- 2004年 同研究所客員研究員, 獨協大学経済学部助教授 (2007年より准教授)
- 2011年 獨協大学経済学部教授 現在に至る

主 著 (共著)

- 『所得税の実証分析—基幹税の再生を目指して』(2010年、日本経済評論社)
- 『証券税制改革の論点』(2012年、日本証券経済研究所)
- 『財政学第3版 転換期の日本財政』(2014年、東洋経済新報社)